第三十九条の百十五の見出し中「連結法人に係る特定外国子会社等の」を削り、同条第一項中「第六十八条の九十第二項第二号」を「第六十八条の九十第二項第四号」に、「同条第一項に規定する特定外国子会社等（」を「外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）に改め、「及び次条第一項」を削り、「特定外国子会社等」という」を「同じ」に改め、同項第一号中「第五項まで」の下に「、第二十七条」を加え、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に、「第十号」を「第八号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項第四号中「発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額（以下この節において「発行済株式等」という。）を「発行済株式等」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「（株式又は出資をいう。以下この節において同じ。）」を削り、「百分の二十五」の下に「当該他の法人が次に掲げる要件を満たす法人である場合には、百分の十）」を加え、「配当等の額の支払義務」を「法人税法第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合にこれらの号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。以下この条及び第三十九条の百十七第二項において「配当等の額」という。）の支払義務」に「法人税法」を「同法」に改め、同号に次のように加える。

イ　その主たる事業が化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭をいう。以下この号において同じ。）を採取する事業（自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。）であること。

ロ　租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（当該締約国又は締約者に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域を含む。）内に化石燃料を採取する場所を有していること。

第三十九条の百十五第二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「第六十八条の九十第二項第二号」を「第六十八条の九十第二項第四号」に改め、同項第五号中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第三十九条の百十七第四項第二号において同じ。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同項第十号中「保険準備金」を「法第五十七条の五第一項又は第五十七条の六第一項の異常危険準備金に類する準備金（次号及び第三十九条の百十七第二項第一号において「保険準備金」という。）」に改め、同条第三項中「係る特定外国子会社等」を「係る外国関係会社」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第四号」に改め、同項第一号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に、「第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社（同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）」に改め、同項第二号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に改め、同項第三号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に、「第六十六条の六第一項」を「第六十六条の六第二項第一号」に、「特定外国子会社等を」を「外国関係会社（同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）を」に改め、同項第四号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に改め、同条第四項第一号中「特定外国子会社等の」を「外国関係会社の」に、「第六十八条の九十第二項第二号」を「第六十八条の九十第二項第四号」に改め、同号ハ中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等の」を「外国関係会社の」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に、「特定外国子会社等が法第六十六条の六第一項に規定する請求権（以下この号及び次条第二項において「請求権」という。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等（次条第二項において「請求権の内容が異なる株式等」という。）」を「外国関係会社が請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に」に改め、同条第五項中「第六十八条の九十第二項第四号」に、「特定外国子会社等」を「、外国関係会社」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等の」を「外国関係会社の」に、「特定外国子会社等（法第四十条の四第一項又は第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等」を「外国関係会社（法第四十条の四第二項第二号又は第六十六条の六第二項第二号に規定する特定外国関係会社及び法第四十条の四第二項第三号又は第六十六条の六第二項第三号に規定する対象外国関係会社」に、「事業年度を」を「事業年度及び法第六十八条の九十第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度（法第四十条の四第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度及び法第六十六条の六第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度を含む。）を」に改め、同項第二号及び同条第六項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同条第七項中「第十号」を「第八号」に、「第六十八条の九十第六項」を「第六十八条の九十第十一項」に改め、同条第九項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改める。

第三十九条の百十六及び第三十九条の百十七を次のように改める。

（外国金融子会社等の範囲）

第三十九条の百十六　法第六十八条の九十第二項第七号に規定する政令で定める部分対象外国関係会社は、部分対象外国関係会社（同項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもの（一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているものに限る。）とする。

一　次に掲げる要件の全てに該当する部分対象外国関係会社

イ　その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関（法第六十八条の九十第二項第七号に規定する部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の経営管理及びこれに附帯する業務（以下この項において「経営管理等」という。）を行つていること。

ロ　その本店所在地国においてその役員又は使用人が外国金融機関の経営管理を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

ハ　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合が百分の七十五を超えること。

(1)　その有する外国金融機関の株式等の帳簿価額

(2)　その総資産の帳簿価額から外国金融機関に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額

二　次に掲げる要件の全てに該当する部分対象外国関係会社（一又は二以上の外国金融機関の株式等を有するものに限るものとし、前号に該当する部分対象外国関係会社を除く。）

イ　その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関の経営管理等及び前号又は次号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。以下この号において同じ。）の経営管理等を行つていること。

ロ　その本店所在地国においてその役員又は使用人が外国金融機関の経営管理及び前号又は次号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社の経営管理を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

ハ　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合が百分の七十五を超えること。

(1)　その有する外国金融機関の株式等並びに前号及び次号に掲げる部分対象外国関係会社の株式等の帳簿価額の合計額

(2)　その総資産の帳簿価額から外国金融機関並びに前号及び次号に掲げる部分対象外国関係会社に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額